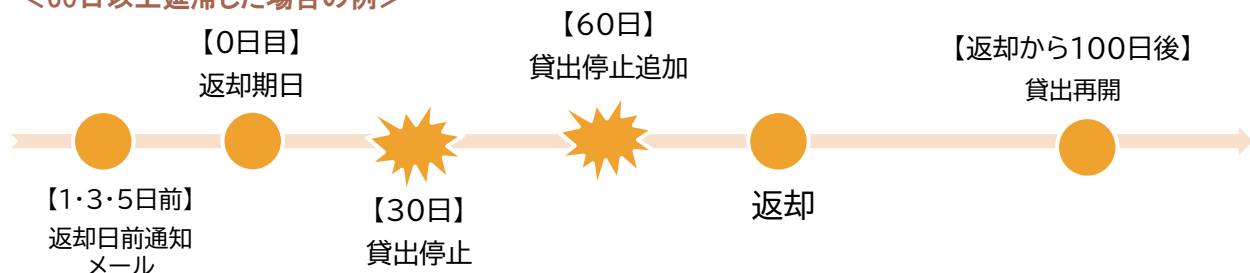


令和7年
2月1日
改正

延滞時のルールが 変わります

- ① 30日間延滞すると貸出停止です
- ② 60日間延滞すると全ての資料返却後に100日間貸出停止となります

<60日以上延滞した場合の例>



注意！

- ・貸出停止になると、返却期日前の資料の延長、新規資料の貸出および予約ができなくなります。
- ・100日間の貸出停止期間中に予約資料の順番が回ってきた場合、予約は取り消されます。
- ・借りた資料を失くしたり、汚した場合は弁償していただきます。
- ・特別の事情により、返却できない場合は事前に図書館に相談してください。

マイライブラリーの 返却日前通知メール



返却期日を忘れず安心！
確認メールが届きます
(遠隔地返却の場合、返却してもメールが届きます。)
返却期日前なら貸出延長も可能です
(次の予約が入っていない場合で、
申請した日から2週間の延長が
1回可能です。)

選べる返却方法



- ✓総合カウンターに
- ✓休館中は茨城県立図書館のブックポストに
- ✓図書・雑誌・紙芝居は市町村立図書館等のカウンターでもOK
(水戸市・かすみがうら市立図書館千代田分館を除く)

県立図書館の資料は県民の貴重な財産です。皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

